「様式集Ⅰ－⑭　長期収支計画」の記載方法について（その２）

平成１６年６月１日付で公表した標記に関連して、本 PFI 契約が法人税法に規定する“請負”に該当するか否かについては、企業局から浦和税務署にヒアリングし、検討中となっていたところであるが、この程連絡があり、次のように理解することが相当と考えるので、参考にしていただきたい。

○ 本 PFI 契約は法人税法に規定する“請負”には該当しないものと理解する。これは本 PFI 契約が民法に規定する“請負”ではなく、“売買”に近いものと認識されるためである。

したがって、提案が法人税法施行令第 127 条に規定する長期割賦販売等の要件に該当する場合には、公表済みの「様式Ⅰ－⑭」の様式に従って延払基準を適用することができる。

なお、税務についての企業局の理解はあくまで参考とし、本様式における提案にあたっては、事業者自らの責任において記載方法を選択し、計算を行うこと。

（法人税法施行令）

第百二十七条　法第６３条第４項第３号（長期割賦販売等の意義）に規定する政令で定める要件は、当該契約において定められているその資産の販売等の目的物の引渡しの期日までに支払いの期日の到来する賦払金の額の合計額がその資産の販売等の対価の額の３分の２以下となっていることとする。